



KYOTO PROTOCOL

あきお くにこ しいしい



発表の流れ

- COP3 (京都会議)までの流れ
- 京都会議の経過と京都議定書
- 京都メカニズム
- 京都会議以降の動き



C O P 3までの流れ (年表)

- 1992年 気候変動枠組み条約採択
- 1995年 C O P 1 (ベルリン)
ベルリンマンデート
- 1996年 C O P 2 (ジュネーブ)
閣僚宣言
- 1997年12月 C O P 3 (京都)

C O P 3 (京都会議) 1997年12月1日 - 11日

- 国立京都国際会館で開催
- 政府代表団約1500人(169国・地域)
NGOなどのオブザーバー3500人が参加
- 本会議、全体委員会、非公式会合を通じて国際交渉が繰り広げられた。



(京都会議開会式の様子)



京都会議の経過

- 5日の協議前半を終えての状況
 1. 数値目標の温度差
 2. 途上国問題
 3. 排出権取引はほぼ合意
 4. EUバブルに対する批判

特に1と2が合意に向けて最大の課題となった

京都会議 ゴア副大統領演説 12月8日



議定書の合意に向けて柔軟な姿勢を示す

「・・・二酸化炭素の吸収源も勘案、排出権取引、共同実施を削減達成のための手段として提供し、**2012年以降は1990年水準より削減する**...途上国は発展する権利があり・・・米国代表団は**柔軟性**を持って対応・・・」

この演説が会議の流れを決定付けた

京都会議 最終日

12月11日

- 予定の10日になっても合意に至らずに交渉は難航！
時間との戦い
- 1日延長し、最終的には12月11日の午前中に採択。



(最後の全体委員会終了後)

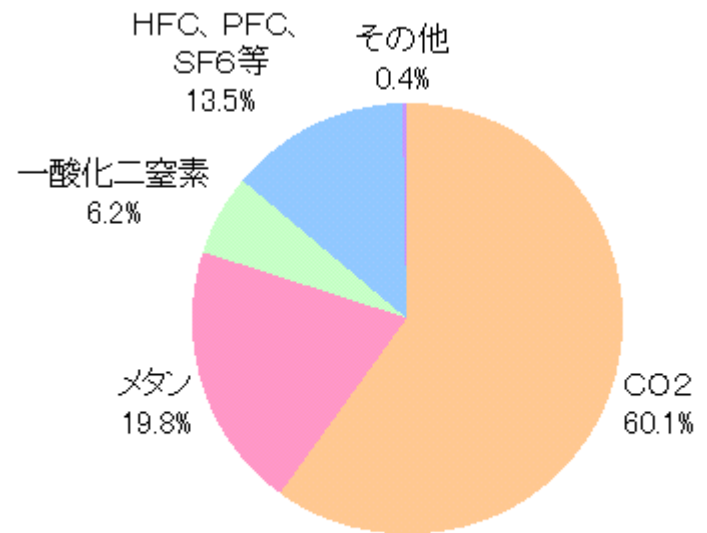
京都議定書の概要

■ 対象物質6種類

- ・ 二酸化炭素
- ・ メタン
- ・ 亜酸化窒素
- ・ 代替フロン3種

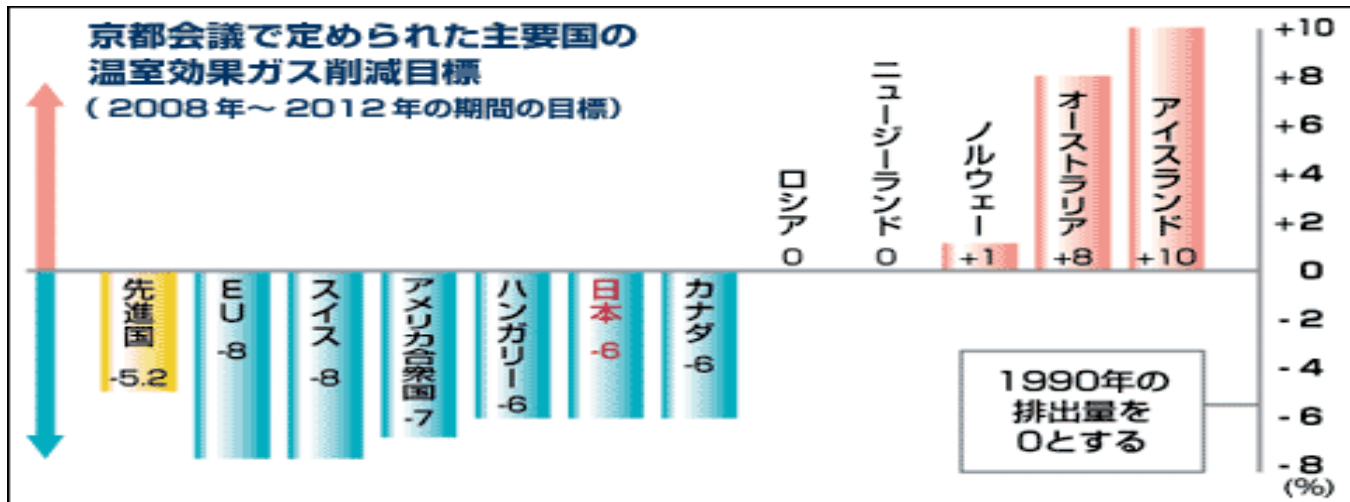
* 数値は1980 - 90年のGHGガスに対する寄与度

出典 IPCC



(IPCC第三次評価報告書より作成)

京都議定書の概要



全国地球温暖化防止活動推進センター提供

- 削減目標(3条1項)

先進国平均で5.2%削減

(基準年1990年 目標は2008-12年の平均)

日本6% アメリカ合衆国7% EU8%(EUバブル)

・・90年以前から省エネ努力をしてきた日本にとっては厳しい目標。



京都議定書の概要

- シンクの取り扱いについて(3条3項4項)
1990年以降の新規の植林、再植林
及び森林減少による増減を考慮する
- バンキング(次期約束期間への繰越し)
認める
- ボローイング(次期約束期間からの借入れ)
認めない



京都議定書の概要

- 発効要件(24条)

1. 55の条約締約国の批准後90日目に発効

2. 批准した附属書 国の1990年におけるCO₂排出量が同年の附属書 国CO₂排出量の55%以上。

- ・ 1, 2の達成が必要



- 議定書発効へ向けて

要件1 批准国数55カ国以上

現在110カ国 満たしている！

(附属書 国31カ国、非附属書 国79カ国)

要件2 CO2排出量55%以上

現在43.9% まだ満たしていない！

ロシアが批准すれば・・・61.3%

アメリカが批准すれば・・・80%

出典:UNFCCC



京都議定書の概要

- 京都メカニズム

- (1) 排出権取引(3条10, 11項、17条)

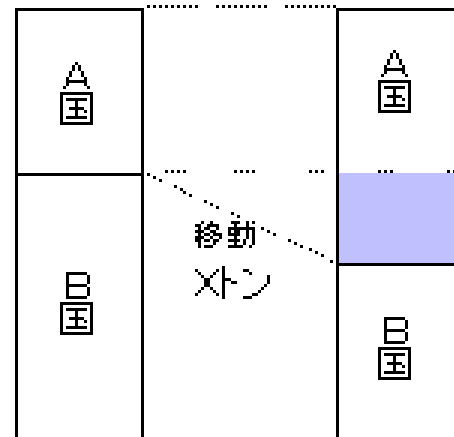
- 各国に割り当てられた排出量の一部を売買できる取引のこと

国内対策を補完するものとされている。

(supplemental to domestic action)

排出権取引 (ET) ~ point

- 先進国間で排出枠を移転。
- 先進国全体の総排出枠は変化しない。



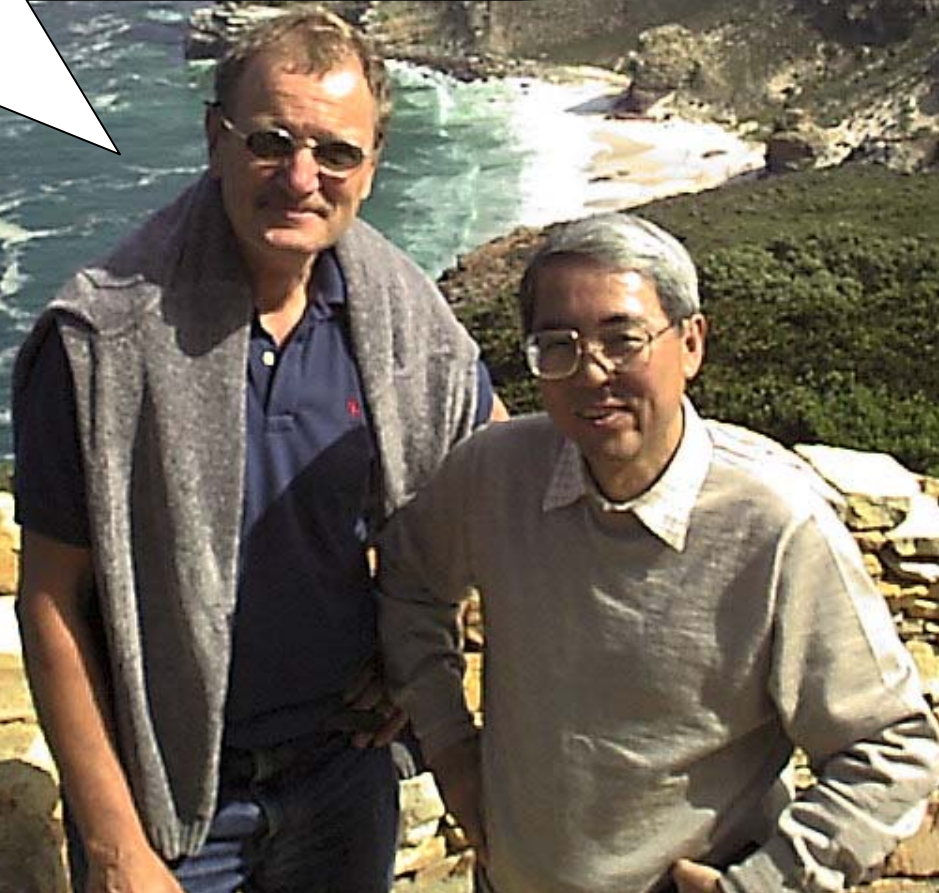
総排出枠は同じ



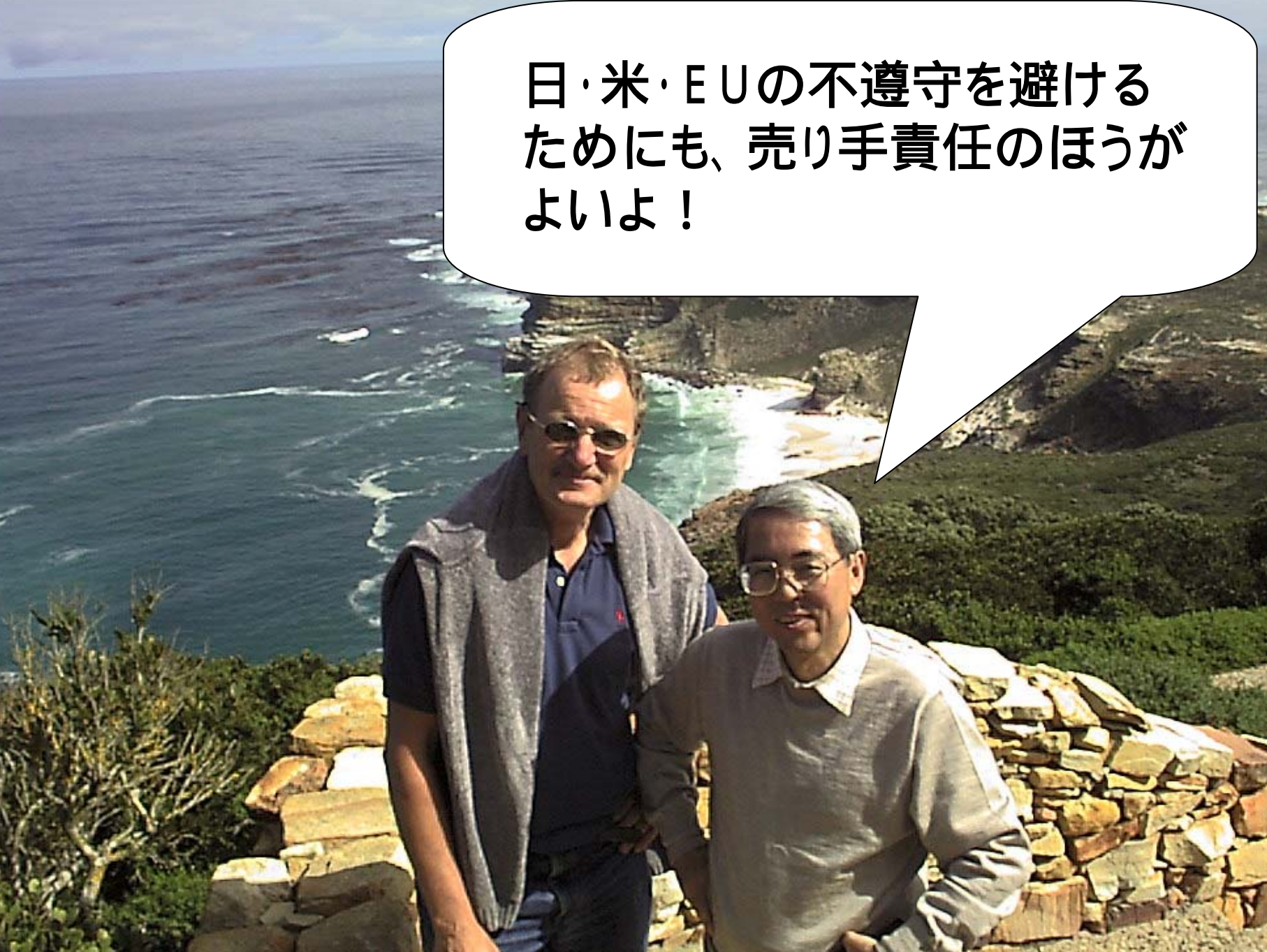
排出権取引～論点

- 補完性・・・どこまでが補完的か？
- 取引主体・・・国？企業？
- 市場支配力
- 買い手責任？売り手責任？

排出権の上限価格を決めよう！
そうすればアメリカも
議定書に参加するさ！



日・米・EUの不遵守を避ける
ためにも、売り手責任のほうが
よいよ！





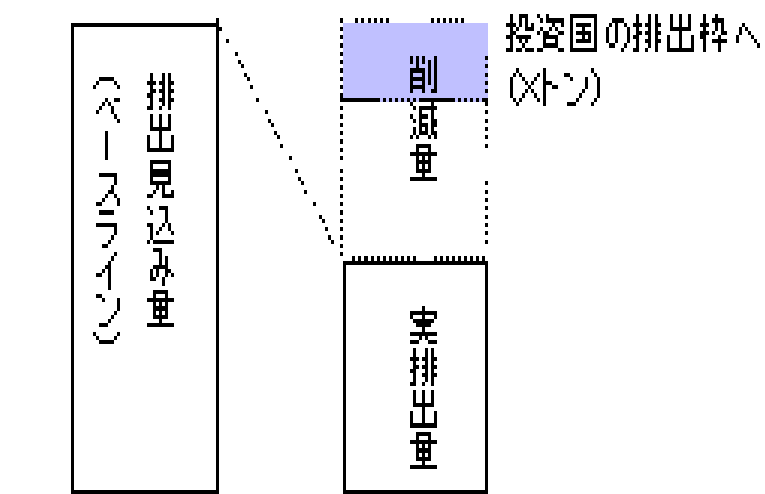
京都議定書の概要

- (2) 共同実施 (3条1項、6条)
2カ国以上の付属書 国が共同でプロジェクトを実施。排出削減量を分けることが出来る
- ・ 該当両国の承認でプロジェクトが可能
- ・ 民間企業の参加も可能

共同実施 (JI) ~ point

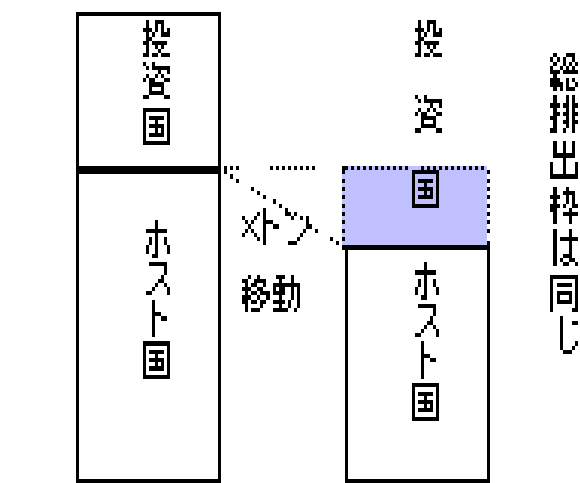
- 先進国全体の総排出枠に影響を与えない。

ホスト国の排出枠の変化



事業なし → 事業あり

投資国・ホスト国間の排出枠の移転



事業なし → 事業あり



共同実施 (JI) ~ 論点

- ベースラインの設定
- リーケージ
- 主体は誰？
- 投資の不確実性 (価格が見えない・・・)

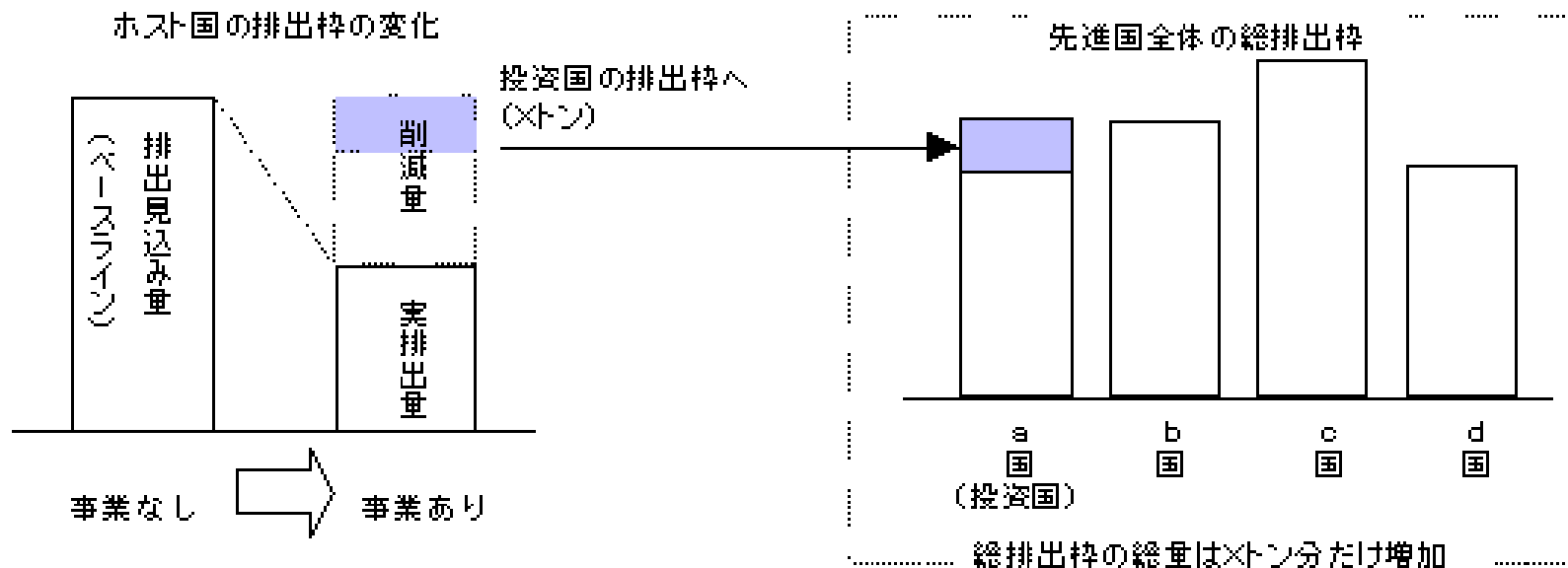


京都議定書の概要

- (3) クリーン開発メカニズム (12条)
 - ・ 先進国・途上国間のプロジェクト
認証排出削減量 (CERs) は分け合う
 - ・ **第三者機関 (operational entity) の認証が必要**
 - 先進国・・・削減量を目標達成のために利用
 - 途上国・・・施設、技術援助を得られる

クリーン開発メカニズム(CDM) ~ point

- 先進国が途上国(非附属書 国)において実施された温室効果ガスの排出削減事業から生じた削減分を獲得することを認める制度。総排出枠は増加。

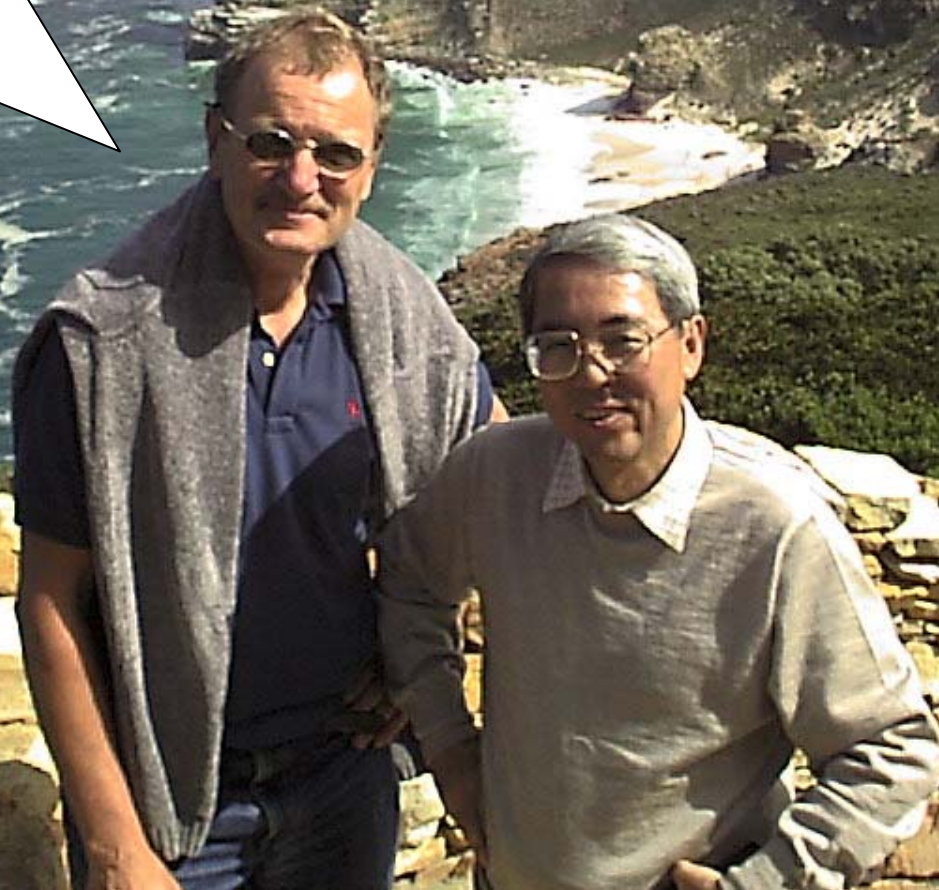




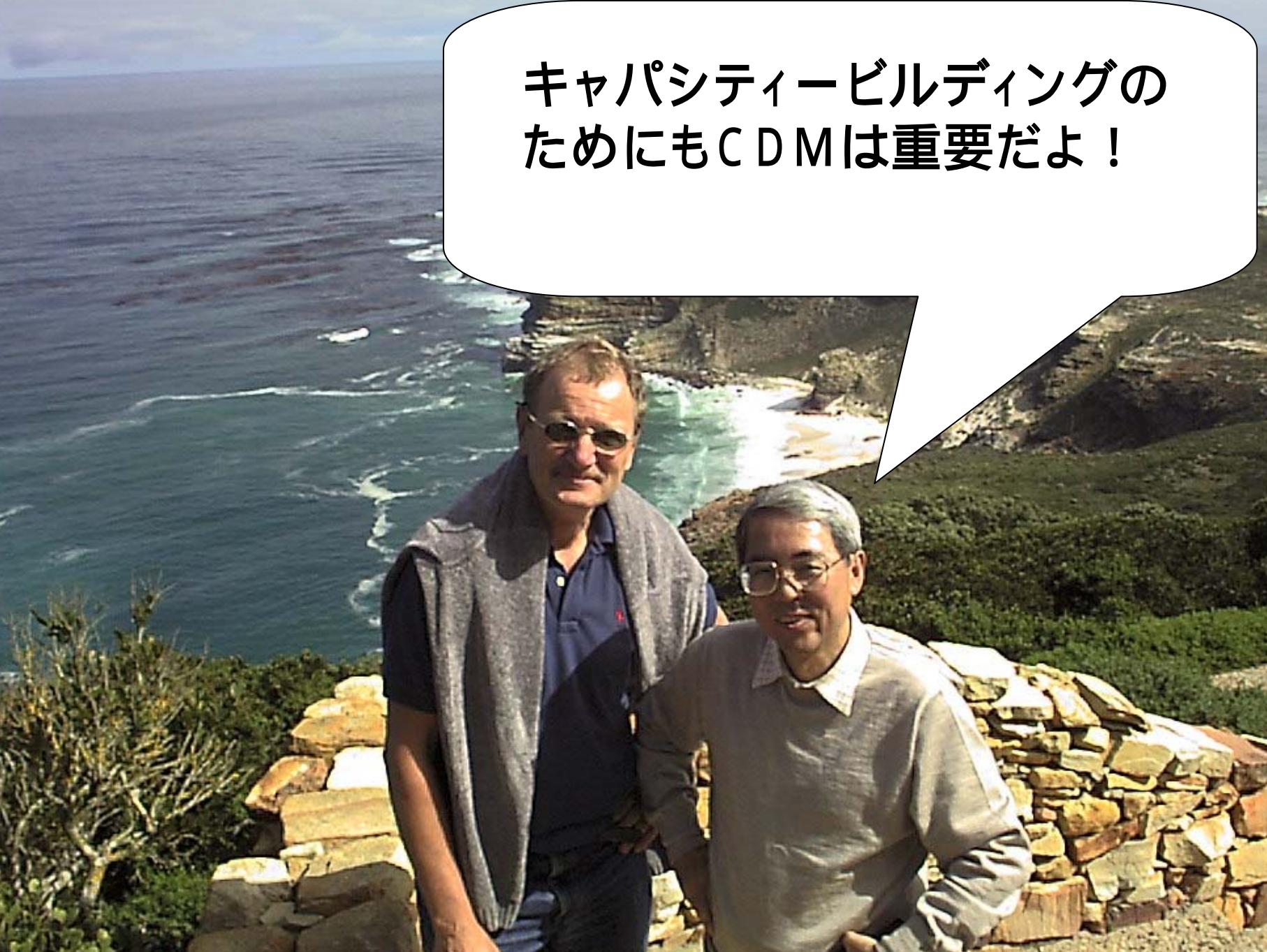
クリーン開発メカニズム(CDM) ~ 論点

- 資金の追加性(ODAとの関連)
- ベースラインの設定
- 原子力は扱う？

ベースラインの測定が無理だから、
CDMはやるべきじゃないよ！



キャパシティービルディングの
ためにもCDMは重要だよ！





COP3以降の主な交渉の流れ

1997.12 COP3(京都)

1998.11 COP4(ブエノスアイレス)

1999.10 COP5(ボン)

2000.11 COP6(ハーグ)・・・交渉決裂

2001.3 *アメリカ「京都議定書離脱」宣言*

2001.7 COP6再開会合(ボン)・・・ボン合意

2001.11 COP7(マラケシュ)・・・マラケシュ合意

2002.10 COP8(ニューデリー)



COP6(ハーグ)での交渉決裂

+ 位置づけ

COP3で不確定要素が多かった、
京都メカニズムや吸収源 (Sinks) などの
細かいルールを決める

+ なぜ交渉が決裂したか？

京都メカニズムや吸収源 (Sinks) について、
EUと日本・アメリカetc.の意見が対立



COP6再開会合(ボン)

BONN AGREEMENTS(ボン合意)の採択

- 吸収源(Sinks)について合意
森林管理の吸収分については国ごとに上限を設ける。
CDMシンクの対象活動として新規植林・再植林を認める。
…EUが譲歩(背景:アメリカの議定書離脱)
- 途上国問題について基金を設立することで合意



COP7(マラケシュ)

THE MARRAKESH ACCORDS

(マラケシュ合意)の採択

ボンで合意された事項の国際法文書化

新たに合意された事項

- ・京都議定書の非遵守に関する罰則規定とその法的拘束力の問題
- ・京都メカニズムに関する具体的なルールの策定

COP8(ニューデリー)



先生も参加されました。

マラケシュ合意を受け、京都メカニズム等を実際に動かすため最終的に調整しなければならない部分に関する議論がなされた



COP8会議場